

日進市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

日進市企業版ふるさと納税マッチング支援業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するために必要な事項を定めるもの。

2 業務の概要

- (1) 業務名 日進市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3 委託料の算定方法及び支払対象

- (1) 委託料は、完全成果報酬型によるものとし、受託者が日進市に寄附見込企業を紹介し、当該紹介により企業版ふるさと納税による寄附が成立した場合に、当該寄附額の20%（消費税及び地方消費税を除く。）以内で支払うものとする。
なお、他自治体と同様の契約を行っている場合は、その契約と同じ委託料率で提示すること。申込者は、申込書（様式1）において具体的な委託料率を示すこと。
- (2) 委託料の支払先は、寄附申込書に紹介事業者として記載された事業者を基準に判断するものとする。同一寄附企業による2回目以降の寄附、翌年度以降の寄附又は再度の寄附についても、各寄附申込書に記載された紹介事業者を基準に委託料の支払先を判断する。
- (3) 支払対象となる寄附は、契約期間内に寄附申込がされたものに限るものとする。

4 参加申込期間

随時募集を行う。

5 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 原則として、当該年度の日進市入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 納税義務を有する税金（国税及び地方税）を滞納していない者であること。
- (4) 日進市建設工事等請負業者指名停止取扱要領（平成18年日進市要領第6号）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (5) 当該委託業務の申込の日から受託候補者決定の日までの間に、「日進市が行う事務及び事業からの暴力排除に関する合意書」（平成24年12月26日 日進市長、日進市教育委員会教育長及び愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

6 参加申込方法

随時、申込書等の提出を受け付ける。

(1) 提出書類

様式番号	書類の名称	規格	備考
1	申込書	A 4	
任意様式	企画提案書	A 4	別紙仕様書に掲げる業務内容を踏まえて、具体的な支援内容を提案するもの。 ※本実施要領又は別紙仕様書に定める方法と異なる方法その他の独自提案がある場合は、その内容及び運用方法を記載すること。
任意様式	会社概要書	任意	会社パンフレット等、会社概要の分かるもの。

(2) 提出方法

電子メール、郵送又は持参により、以下の宛先へ提出すること。

電子メール：zaimu@city.nisshin.lg.jp

郵 送：〒470-0192 愛知県日進市蟹甲町池下268番地

持 参：日進市役所 本庁舎3階 財務政策課

7 審査方法

(1) プロポーザルの審査

以下の基準に基づき、提出書類の審査を行い、審査結果は書面にて通知する。

- ・対象プロジェクトのPR方法は効果的かつ実現性のあるものとなっているか
- ・寄附見込企業へのPR方法の支援は、寄附獲得に効果的なものとなっているか
- ・提案者独自のノウハウやネットワーク、視点を活用した手法が提案されているか
- ・業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか
- ・適切な委託料率となっているか

(2) 審査結果の通知

プロポーザル選定結果は、書面により申込者に通知する。

8 契約手続等

(1) 申込者は、本プロポーザルによって受託候補者として特定された場合でも、日進市と契約を締結するまでは契約関係を生じない。

(2) 受託候補者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、受託候補者と協議が整わない場合、又は受託候補者が契約締結するまでに「5 参加資格」に掲げる条件を満たさなくなった場合、又は「9 その他留意事項(1)」のいずれかに該当することが明らかになった場合は、その受託候補者とは契約しないものとする。

(3) 契約保証金は、免除する。

(4) 契約の締結に当たっては、契約書の様式を受託候補者が準備する場合であっても、委託料等の支払条件を明確にするため、日進市が別に定める「企業版ふるさと納税支援業務の委託料に関する覚書」を締結するものとする。

ただし、企画提案の内容を踏まえ、委託料等の支払条件について、当該覚書と同等の事項を契約書、特約その他の書面により明確に定めることができると日進市が認める場合は、当該書面の締結をもって、当該覚書の締結に代えることができる。

(5) 申込者は、本プロポーザルへの申込みをもって、前項に規定する覚書又は同項ただし書に規定する書面を契約締結時に締結することを承諾したものとする。

なお、受託候補者が前項に規定する覚書又は同項ただし書に規定する書面の締結に応じない場合、日進市は当該受託候補者と契約を締結しないことができる。

9 その他留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は失格となる。
 - ① 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - ② 選定・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ③ 本実施要領に違反すると認められる場合
 - ④ その他、本実施要領に指示した事項に違反した場合
- (2) 提出書類は、申込みを精査する作業に必要な範囲において複製することがあり、返却はしないものとする。
- (3) 提出書類は、日進市情報公開条例（平成 11 年日進市条例第 1 号）に規定する開示請求の対象となる。ただし、提案事業者の正当な利益を害するおそれがある部分等については、非公開とする。
- (4) 提出された企画提案書は、誤字・脱字等軽微なものを除き、変更、差し替え若しくは再提出は認められない。
- (5) 提出された企画提案書の内容について、日進市は審査のために必要な事項を申込者に問い合わせることがある。
- (6) 企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて申込者の負担とする。
- (7) 日進市は、契約締結後においても、受託者に本申込みにおける不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

10 問合せ先・申込書類の提出先

日進市役所 財務政策課

〒470-0192 日進市蟹甲町池下 268 番地

TEL : 0561-73-3205 / FAX : 0561-73-6845 / E-mail : zaimu@city.nisshin.lg.jp